

審査項目（道路の新設・改築）

区分		基準値	計画値	結果	備考	
災害の防止	切土	法面勾配	土質・高さに応じた勾配（軟岩：60度）	法面なし	適	
		切土量		3,978 m <sup>3</sup> —		
		最大高さ	10mを超える場合は、5~10m毎に幅1~2mの小段を設置	3m（調整池）		
		小段幅		小段を要しない		
		小段間の高さ		〃		
		崩壊防止措置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置	—		
		擁壁の設置	区域外に面する法面や、人家・学校等に近接する法面は擁壁を設置	不要		
	盛土	法面勾配	土質・高さに応じた勾配（礫 1:1.5）	1:1.5	適	盛土勾配はNEXCOの『設計要領第一集土工建設編』による
		盛土量		6,403 m <sup>3</sup> —		
		最大高さ	原則15m以下 15m以上となる場合は所定の安全率（常時1.5、地震時1.2）を確保すると共に、盛土高15m毎に独立したアース堰堤となるように設置	1m		
		小段の設置	5~7m毎に1~2mの小段設置	小段を要しない		
		崩落防止措置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置	—		
		擁壁	L型	安定計算上安定すること		
	逆T型		常時 1.5以上	—		
	重力式		地震時 1.2以上	—		
	ブロック積		土木部ブロック積（石積）擁壁構造基準による	—		
	砂防施設			—	適	
	仮設沈砂池	1ha当たり年間200~400m <sup>3</sup> の土砂を貯留できるもの 必要容量 49.9 m <sup>3</sup>	56.3 m <sup>3</sup> —			
	沈砂池		—			
	堆砂枘	必要容量 0.063 m <sup>3</sup> 0.088 m <sup>3</sup> 0.191 m <sup>3</sup>	0.064 m <sup>3</sup> 0.225 m <sup>3</sup> 0.450 m <sup>3</sup>			
河川改修	下流河川に1/1の流下能力がない場合	改修の必要なし				
残土処理方法	搬出先を明記し許可（写）を添付すること	—				
水害の防止	調整池	調整池の基数		1基 ブロック積 H=4.9m	適	
		堤体の構造	原則コンクリート（掘込式可） コンクリートの場合の安全率 常時 1.5以上 地震時 1.2以上			
		堤体の高さ	原則として15m未満（築造式）			
		堤頂厚	掘込式4m以上	—		
		上流法勾配	掘込式の場合1:2.0以上	1:0.4		
		下流法勾配	コンクリートの場合安定計算による			
		調整容量	必要容量 456.0 m <sup>3</sup> 477.0 m <sup>3</sup>	493.9 m <sup>3</sup> 499.8 m <sup>3</sup>		
		許容放流量	全体 48.1mm/h（変更なし） 調整池 16.4mm/h 21.4mm/h	全体 47.6mm/h 48.1mm/h 調整池 15.8mm/h 20.8mm/h		
		オリフィス	0.011 m <sup>2</sup> 以下	0.011 m <sup>2</sup>		
		放流管	必要流水断面積 0.1946 m <sup>2</sup> 0.1916 m <sup>2</sup> 計画放流量 0.427 m <sup>3</sup> /s 0.451 m <sup>3</sup> /s	3/4断面積 0.2120 m <sup>2</sup> (φ600) 流下能力0.479 m <sup>3</sup> /s 0.516 m <sup>3</sup> /s		

		余水吐の構造	100年確率降雨流量の1.5倍以上 0.427 m <sup>3</sup> /s 以上 0.451 m <sup>3</sup> /s 以上	0.922 m <sup>3</sup> /s		
水資源の確保	* 水量の確保 * 濁水の流入による水質悪化が無いこと		著しい支障が無いこと 必要がある時は、貯水池または導水路の設置その他の措置をすること 土砂の流出による水質の悪化を防止すること	当該開発区域に直接水源を依存する地域はない 仮設沈砂池を設置	適	
環境の保全	森林率	森林を一時的に転用する場合にあっては、利用後における現状回復等の事後措置（森林への復旧）が適切に行われていること。 法面は、可能な限り緑化し、小段には必要に応じ客土等を行い、植栽する。 切土・盛土法面は、適切に緑化 残置・造成森林は、適正に維持管理	市街地・主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、早期緑化に努めること	0%	適	
	周囲林帯			—		
	残置森林面積			0%		
	造成森林面積			0%		
	造成緑地面積			26.7%		
	緑化計画			22.1%		
その他	—					

直近の許可申請時の付帯意見への対応

付帯意見（平成25年3月25日答申）	付帯意見への対応等
造成緑地の管理について、地元の要望も聞きながら確実な実施をしてください。	完了時には地元の意見を踏まえて緑化を行い、適正な維持・管理を務めます。

他法令等の処理状況

- : 該当 (処理済)
- △: 該当 (手続中・今後手続予定)
- －: 該当無し

申請者 : 中日本高速道路株式会社  
 開発行為の目的 : 道路の新設

法令名	該当		処理状況
	新規	変更	
森林法(保安林)	-	-	
国土利用計画法・森林法(所有権移転)	-	-	
都市計画法(開発許可)	-	-	
宅地造成等規制法	-	-	
農地法	-	-	
農業振興地域の整備に関する法律	-	-	
自然環境保全法	-	-	
自然公園法・県自然公園条例	-	-	
県自然環境保全条例	○	-	H25.1.24協定締結済み
環境影響評価法・県環境影響評価条例	-	-	
風致地区条例	-	-	
都市緑地法	-	-	
文化財保護法	-	-	
鉱業法	-	-	
採石法・砂利採取法	-	-	
県砂防指定地管理条例	-	-	
地すべり等防止法・急傾斜地災害防止法	-	-	
土砂災害防止法	-	-	
河川法	-	-	
市普通河川条例	○	○	R5.8.23御殿場市協議済み
県土地利用事業(指導要綱)	-	-	
市(町)土地利用事業(指導要綱)	-	-	
国有財産法	-	-	
道路法	-	-	
景観法	-	-	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	-	-	
土壤汚染対策法	-	-	
静岡県盛土等の規制に関する条例	-	-	
電気事業法	-	-	
設備認定(経済産業省)	-	-	
電気事業者との手続き	-	-	